

5. 埋蔵文化財の発掘調査及び工事作業ヤード等について

益城町木山地区には、埋蔵文化財包蔵地「宮園A遺跡」と呼ばれる遺跡があります。昨年度から熊本県教育庁総務局文化課と益城町教育委員会と協力し、区画整理事業地区内で確認調査を実施した結果、益城町役場跡地には、弥生時代（今から約2,000年前）のムラが眠っていることが明らかになりました。

今回、事業によりやむを得ず遺跡に影響を与える益城町役場跡地南側の下図の範囲において、令和元年10月下旬より発掘調査を実施します。

なお、発掘調査期間中には現地説明会を開催し、調査成果を皆様に公開する予定です。今後とも益城町の歴史、文化財に対するご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。



宮園A遺跡 発見された弥生時代の遺構



また、発掘調査箇所を含む益城町役場敷地の一部（赤ハッチング）は、事業地区内の工事の円滑化を図れるよう工事作業ヤード等として利用していきます。

工事期間中、近隣の皆さまには御迷惑をお掛けしますが、できる限りの騒音対策や工事車両の安全通行等に努めて作業を行いますので、今後とも、事業へのご理解・ご協力よろしくお願いたします。

◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問い合わせ先

◆お問い合わせ先

〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F
 益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930（直通）
 〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790
 熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 電話：096-234-7314（直通）

◆ホームページ

【益城町】 <https://www.town.mashiki.lg.jp/>
 【熊本県】 <http://www.pref.kumamoto.jp/>

区画整理だより

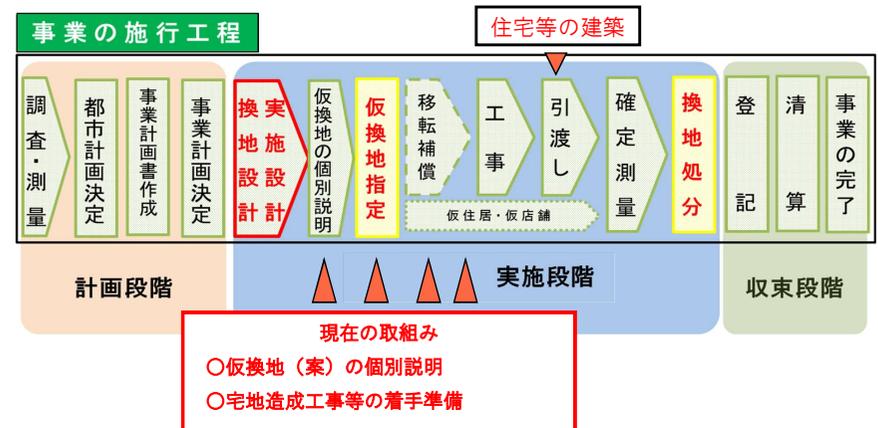


日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

また、お忙しい中、仮換地（案）の個別説明等にお時間いただき、誠にありがとうございます。お陰様で、去る9月25日に第2期目の仮換地指定案（14街区・101画地）を土地区画整理審議会に諮問し、すべて原案のとおり決定することに「異議なし」との答申をいただくことができました。引き続き、第3期以降の仮換地指定に向けて関係権利者の皆様と協議・調整を進めるとともに、仮換地指定を行った街区については、随時工事に着手して参ります。

今後とも、事業に対するご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 土地区画整理事業の現在の取組みについて



■仮換地（案）の個別説明

第3期以降の仮換地指定に向けて、引き続き仮換地（案）の個別説明や調整を丁寧かつ迅速に進めていきます。権利者全員の方から、仮換地（案）の了承を得られた街区等から、順次、土地区画整理審議会に諮問し、仮換地指定を行ってまいります。

■宅地造成工事等の着手準備

現在、仮換地指定を行った街区の宅地造成及び隣接する道路等の工事着手に向けた準備を進めており、工事にあたり建物や工作物等の移転が必要な場合は、移転等の交渉（補償額の提示等）も進めています。

2. 第6回 土地区画整理審議会 開催

令和元年9月25日、益城町役場において第6回土地区画整理審議会を開催し、第2期仮換地指定（案）についてご審議いただきました。

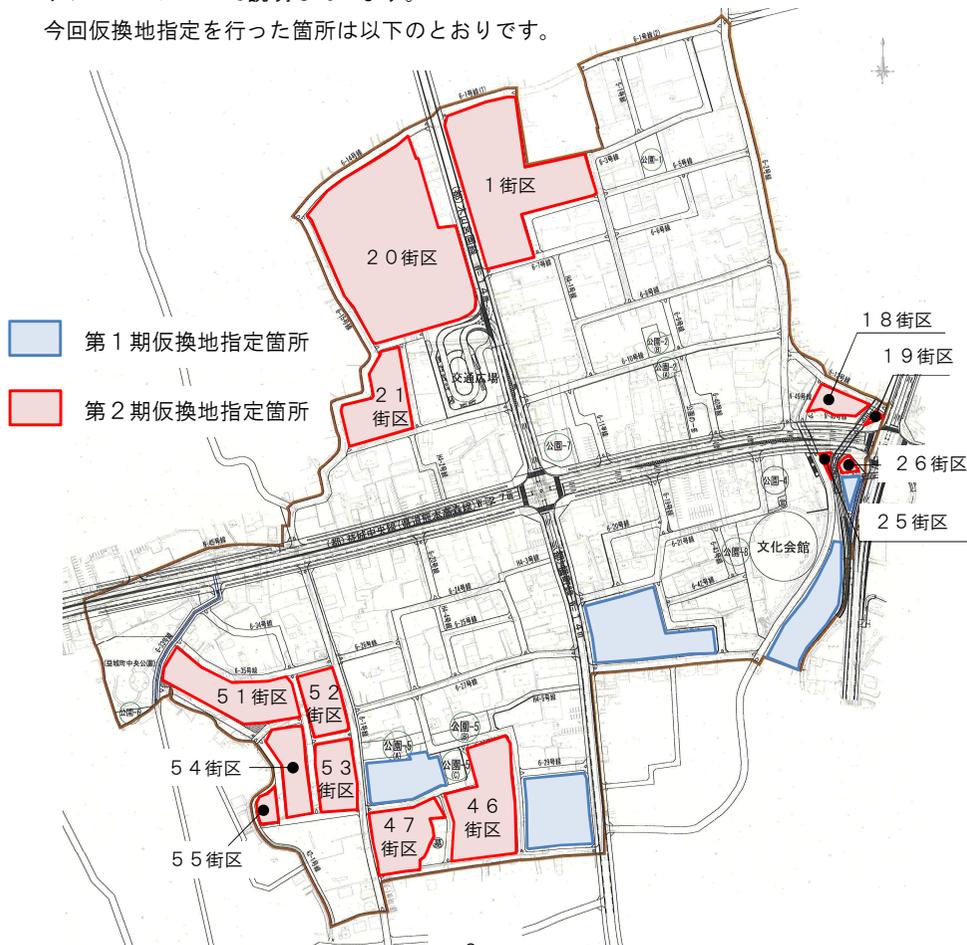
これまでの仮換地（案）の個別説明や換地調整により権利者全員の了承を得られた14街区・10.1画地を、仮換地指定することについて、「異議なし」との答申をいただきました。



3. 第2期仮換地指定について

第6回土地区画整理審議会でもいただいた答申結果を踏まえ、9月30日に第2期仮換地指定を行い、現在、仮換地指定の通知を対象権利者の方へお持ちして、通知内容と今後のスケジュールについて説明しています。

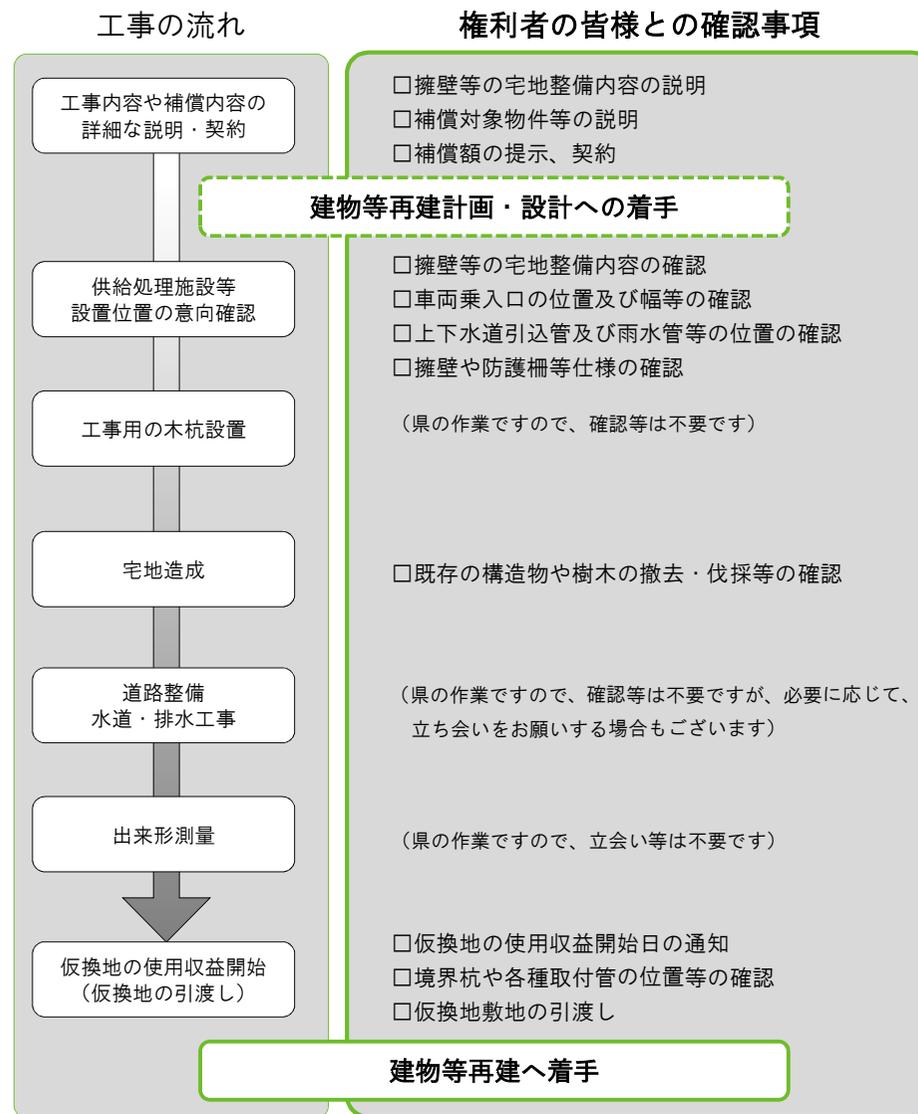
今回仮換地指定を行った箇所は以下のとおりです。



4. 造成工事の流れについて

下図は、仮換地指定後に造成工事を行い、仮換地の引渡しまでの標準的な流れです。（協議状況や工事の展開上、順序が前後または並行して行う場合がございます。）

工事等の各段階で、権利者の皆様と確認等のやりとりを行いながら、作業を進めて参ります。



※引渡し予定時期は、更地の場合で仮換地指定から早くても約1年後、建物や工作物等の移転のある宅地で早くても約1年半後の見込みです。